

全国民闘連ニュース

第 99 号

1995年

5月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎543 大阪市天王寺区東上町8-36ノーリンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



1995年4月5日 大阪地方参政権集団訴訟提訴にむけた事前集会

もくじ

- 5・17定住外国人の地方参政権を求めるシンポジウム開催----- P 2
- 大阪 地方参政権を求めて集団訴訟提訴----- P 6

定住外国人の地方参政権を求めて!

「連絡協議会」がシンポジウム開催

金 政 玉

前号で報告したように、最高裁(2・28)が定住外国人の参政権について「自治体レベルでの選挙権付与を憲法が禁じているとはいえない」との判断を示したことを契機に「定住外国人の地方参政権を求める連絡協議会」(以下「連絡協議会」、田中宏一ッ橋大教授、江橋崇法政大教授、在日韓国青年商工人連合会、全国民闘連、自治労の2個人3団体で構成)が発足(3月)し、国政の現実的課題として対応を迫られる段階にきたという現状認識に立ってシンポジウムを開催することになった。

当日は250余人が参加し、自治体首長のメッセージが青島東京都知事、横山大阪府知事、高橋川崎市長、貝原兵庫県知事、橋本高知県知事から送られ、また、岸和田市議会をはじめ意見書採択をした地方議会の市長から祝電が38件届いた。パネリストは、連立与党から一井淳治参議院議員(社会党政治改革プロジェクト)、錦織淳衆議院議員(新党さきがけ国際局長)、野党から冬柴鉄三衆議院議員(新進党定住外国人の地方参政権プロジェクト事務局長)、大木田守(都議会議員、公明)、江橋崇法政大教授、最高裁判決の解説、問題提起者として野中俊彦法

政大教授、司会は田中宏一ッ橋大教授が担当して進められた。(自民党には繰り返し要請したが党内論議が熟していないという理由で出席はなかった)

はじめに、野中俊彦教授から最高裁判決の積極性について、次のような指摘があった。第1に「判決」は定住外国人に地方参政権を与えなくても違憲ではないという形式をとっているが、やりかたによっては民主主義社会における地方自治の重要性という見地から、より良い制度ができるのではないかという含みをもたせた上で、立法政策に係わる事柄であることに言及している。第2に裁判官の違憲でなく、小法廷の公式判決として出されている点に際だった特色があり、憲法の趣旨として積極的に認めるように示唆していると受け止めることができる。

こうした最高裁判決に対する積極的な評価という共通の前提に立って、具体的に法改正に関わる課題が各パネリストから発言を中心に3点にわたって論議された。

選挙権と被選挙権の一体処理について

■冬柴議員「最高裁判決は、文面に従って読むと選挙権について争っており被選挙権も許容していると理解するのは難しい。現状は国政に関わる国の機関委任事務を首長に直接行使させることを規定した法律(国家行政組織法)もある。5年後に機関委任事務廃止に努力するとの言質を得た地方分権推進法が15日に成立したので、当面は選挙権から実施して、動向を見ながら被選挙権を含めるのが現実的ではないか。」

■錦織議員「判決に被選挙権は明記していないが、むしろ触れていないだけであり肯定的に解釈すべきだ。」

■大木田都議「これからは地方分権を進め、国は外交・安保などについてだけ行い、あとは自治体の責任で取り組んでいくことを基本にして一体処理の立場で考えている。」

■野中教授「裁判所の判決というのは必要なこと、本当にぎりぎりのことしか書かないのが一般的で、その中であえて参政権を立法することが違憲ではないということを行ったことに意味がある。」

■会場から「被選挙権は無理というのは結局日本の民主主義は深まったことにならないのではないか」(愛重度全国民闘連会長)

■主催者・連絡協議会の提言「定住外国人の地方参政権に関する基本的な考え方」の解説(以下「提言の解説」、シンボ資料集から)「……いわゆる機関委任事務など、国の指揮権の認められるものに

ついては条例制定権の範囲外に置かれているなど、議会の関与権限は少ない。それゆえ、一定の条件を満たした定住外国人が議員の被選挙権を持つことには問題がない。首長に関しては、……職務の中心は自治を実現することであり、自治事務に関する政策的な判断と実施が最大の課題である。これに比べれば機関委任事務は付随的な事務である。……本提言は(地方分権の)見直し論の推移に重大な関心を持つが、原則的には首長の被選挙権も日本国籍保持者と同様に認められるべきである。」

適用範囲について

■冬柴議員「最高裁判決は『永住者等であって』となっているが、それをどう考えたらいいいのか。一般永住と特別永住を合わせて約65万人弱、この他に定住者というカテゴリーがあり、ご質問の方のように、日本人の男性と結婚した外国人の主婦の方々。また、将来帰ることが前提で生活している方もおられるので年数だけでは決められないのではないか。新進党としてもまだ固まっていない。」

■錦織議員「判決では『その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処置に反映させるべく』と書いてある。一種の『ニワトリと卵』みたいなもので、つまりなぜ反映させる必要があるのかというならば、緊密な関

係があるかどうかをどう決めるのかといえはやはりここに一種の価値判断、政策判断が入ってくるのではないか。そこに『永住者に準ずるような』という非常に絞って解釈する考え方が出てくると困る。われわれが共生社会をつくるにあたってそこに住んでいる定住外国人の発言権をどの範囲で認めるのか。これはすぐれて政治的判断の問題だと考えており、私どもとしては5年の居住ということを提唱している。」

■連絡協議会(「提言の解説」から)「
・・・入管法による特定の在留資格の保持者だけに地方参政権を付与すれば、定住外国人の間に新たな差別・分断をもたらす恐れがあるために、合法的在留資格を持つ物で一定の年限(引き続き5年以上日本に居住する者)をクリアした者すべてに付与することとする」

相互主義について

■一井議員「外国人の問題を処理する場合には、相手の国もあるわけですから相互主義という問題があり、これは相手国も同様の保障をしないといけないということになる。朝鮮半島出身の方々が日本にいるのは日本人の責任であり、相互主義の例外を認めようと私どもは言っているが、それ以外の方をどうするかという問題について、どういう理論を展開したらいいか考えている」

まとめ

■江橋教授「相互主義については霞が関とか自民党が強く言っている。しかし、日本に現在いる韓国・朝鮮人と、韓国・朝鮮にいる日本人とがイーブンの関係かといえ、そんなことはない。それは一切の歴史性と戦後責任を否定するとんでもない議論だと思う。現在のヨーロッパのEUのように、同じ立場でお互いに労働力の移動をしようという対等の立場のときには相互主義ですが、歴史の生産、反省をする場合は、むしろ加害者の側にあった者が一方的に認めなければ問題は解決しません。そこを霞が関がわかっていないというのが、この問題がこじれている理由ではないか。」「1992年に入管特例法ができて、旧植民地出身者の方と一般外国人とが二つに分かれた時を境に昔のように外国人全部だめというのではなくて、外国人の間で差別、序列化を生み出しているのではないか。参政権を得たら序列化が進んだということでは困る。指紋押捺の時のような苦い思いをしたくないという意味からも在留5年で一気に切ってしまえと主張したい。非現実的なのかも知れないが、霞が関と闘う足場はこんなところかなと思っている。」「今日参加された方の中に、いわゆる『在日』ではないニューカマーの方がいたことも大変救いでした。議員、地方、草の根、そして当事者、それぞれの所から声を

上げてもらいながら共に頑張っていきたい」

地方参政権問題をめぐる国会状況

■5月24日、自民党「永住外国人の地方参政権に関するプロジェクト」が慎重な取扱を求める中間報告をまとめた。先送りの理由は、①日本と外国人の母国の利害が対立する場合、②選挙人名簿など公職選法との関係、③北朝鮮などの国交のない国との関係、④入国管理政策との関係など未解決であるとし、「相互主義が原則」であることを改めて確認。

■5月26日、新進党は参院選向けの政策に関する協議の結果、選挙権が与えられ

ていない外国人のための措置として①戦時中・戦前に日本に強制移住させられた永住者と特別永住者に限定する。②県市町村の首長選、議会議員選挙への参加を認める。③被選挙権は付与しない。④申告制で投票権を与える。——を骨格とする案にそって今後検討していく方針を決めた。(時事通信、5月29日)

■5月31日、連立与党政治改革協議会では、自民党の慎重論のためにこの問題に対する進展はみられず、秋の臨時国会で再度、結論をめざしていくことになった。

地方参政権の獲得運動は、これまでの蓄積をふまえて次の局面に向けて、さらに幅広い取り組みの展開が求められている。

外国人の地方選挙権容認

日本国内に在住する外国人の地方選挙権の獲得をめぐっている。地方自治法として、大市に在住する外国人への選挙権を認めようとする動きが上野で、最高裁第三小法廷、可部恒雄裁判官は、千日、地方自治法の趣旨に照らして、外国人の永住者と特別永住者に限定する。可部恒雄裁判官は、千日、地方自治法の趣旨に照らして、外国人の永住者と特別永住者に限定する。可部恒雄裁判官は、千日、地方自治法の趣旨に照らして、外国人の永住者と特別永住者に限定する。



可部恒雄裁判官

永住者に限り

原告上告は却棄

最高裁、初の憲法判断

読賣新聞

3月1日 木曜日
1995年(平成7年)

地方自治法は、地方自治の基となる法律として、大市に在住する外国人への選挙権を認めようとする動きが上野で、最高裁第三小法廷、可部恒雄裁判官は、千日、地方自治法の趣旨に照らして、外国人の永住者と特別永住者に限定する。可部恒雄裁判官は、千日、地方自治法の趣旨に照らして、外国人の永住者と特別永住者に限定する。可部恒雄裁判官は、千日、地方自治法の趣旨に照らして、外国人の永住者と特別永住者に限定する。

定住外国人の地方参政権を求めて!

4・7大阪集団訴訟始まる

金 将 恵



大阪地方裁判所へ入廷する原告団

4月7日の定住外国人の地方参政権を求める事前集会在大阪で行われ、4月5日にアビオ大阪で行われた。

定住外国人の参政権を求める運動はこれまですでに5件(ビッグス・アラン、金正圭、李鎮哲、李英和の各氏ら)あり、2月28日には最高裁で定住外国人に地方参政権を容認する判決が出たばかりであるが、今回はこの判決をふまえた上で、1日も早い地方参政権獲得を目指してより広く世論に訴えるために集団(提訴時は108人)で行いしかも今回は、統一地方選挙に間に合わせて、参政権の問題を訴えていくことにした。

開会あいさつで原告団の一人でもある

大阪民闘連の徐正禹事務局長は、参政権を、権利を確保するための基本的権利と位置づけ、「戦後50年たった今、在日の新しい道を自分たちの力で歩いていく時期だ」と話した。そして、今回の裁判の意味を(1)誰もが参加できる(2)統一地方選挙の最中で注目が集まっている(3)国際化の時代に地域の政治に具体的に参与できると語った。

次に、全国民闘連の仲原副会長が、誰でもできるこの集団裁判を各地に広げていきたいと話された。

続き、弁護団の丹羽雅雄弁護士が最高裁の判決を分析し、今回の参政権裁判の趣旨を説明。最高裁の判決は、「憲法は、

提訴後の記者会見
右から丹羽雅雄弁護士
洪仁成原告団長、衣藤弁護士



国内永住者など自治体と密接な関係を持つ外国人に、法律で地方選挙の選挙権を与えることを禁じているとはいえない」という画期的な内容であるが、対象者が永住者などに限定されていること。選挙権のみに限られていること。保障する可否かは国会の裁量に任す。という不十分なものであるため、これをふまえて今回は、(1)参政権を保障する立法が、保障しないことは違憲であることの確認。(2)地方選挙での参政権を有することの確認。(3)一人当たり10万円の損害賠償を求める裁判になると説明した。

その後、福井で地方参政権訴訟原告の李鎮哲氏から「選挙権しか認めない(投票権しか認めない)」というのは地方公務員採用の問題と深い関連がある。立候補して議員や市長になるということは特別職の公務員になるということで、これを認めさせることが一般職の公務員も認めさせる道をきりひらくことになるのではないか。これからは福井訴訟と大阪訴訟

とタイアップして力の続くかぎり努力していきたい。」と支援のアピールがあった。

最後に閉会のあいさつで原告団の洪仁成代表が「ここ10年の在日韓国・朝鮮人を巡る状況は大きくスピードアップして変わって来ている。ここへきて参政権はもう手の届く所に来た。一緒に頑張って投票にいきましょう。そして我々同胞から市長や国会議員を出していきましょう。」と述べ、集会を締めくくった。これからは原告団をどんどん増やしていく予定。

4・7 集団訴訟！！

事前集会から2日たった4月7日、定住外国人の地方参政権を求めて集団訴訟を大阪地方裁判所に起こした。約100人が大阪地裁に集まり、報道陣が見守るなか訴状を提出した。これからのご支援、ご協力をよろしくお願いします。

“^{内なる}国際化”にむけた 就職差別問題啓発 セミナー

～在日韓国・朝鮮人問題を見すえて～



●セミナーのプログラム（予定）

- 啓発映画の上映
- 企業の取り組みの報告
- 本名で生きる
在日韓国・朝鮮人の発言

1995年 8月30日 (水)

午後2時30分～4時30分

藤沢市民会館(JR藤沢駅下車徒歩10分)

連絡先 神奈川県労働部職業対策課

〒231 横浜市中区日本大通り1

電話 045-201-1111 内線 4185

主催 神奈川県

協力 民族差別と闘う神奈川連絡協議会

